



2026年5月15日

各 位

会 社 名 LINE ヤ フ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 出澤 剛
(コード: 4689 東証プライム)
問 い 合 わ せ 先 上級執行役員 CFO 坂 上 亮 介
(電話: 03-6779-4900)

取締役に対する株式報酬制度の内容一部改定に関するお知らせ

当社は、2022年6月17日開催の第27回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「業務執行取締役」という。）を対象とした信託を用いた譲渡制限付株式報酬ユニット（RSU）プラン（以下「本制度」という。）の導入が決議されております。

今般、当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、本制度の内容の一部を改定することを決議いたしました。これに伴い、本制度の内容の一部改定に関する議案を2026年6月19日開催予定の当社第31回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 内容一部改定の理由

2026年4月6日付「代表取締役の異動ならびに取締役候補者および補欠の監査等委員である取締役候補者の選任に関するお知らせ」にて公表した役員体制の見直しを踏まえ、本制度の目的である「当社の中長期的な株主価値および企業価値の向上に対する貢献意欲を高めるとともに、優秀な経営人財のリテンションを図ることおよび自社株式保有の促進により株主の皆様との利害共有意識を一層高めること」は、現時点での本制度の対象者である業務執行取締役だけではなく、監査等委員である取締役を除く取締役にも等しく妥当するものです。そこで、本制度の対象者を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に変更することといたしました。

2. 内容一部改定後の本制度の概要

本制度は、当社が拠出する報酬額を原資として、当社の普通株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて本制度の対象者に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行う株式報酬制度であり、その主要な条件は以下のとおりです。

なお、本内容一部改定は、本制度の内容のうち対象者のみを変更するものであり、その他の本制度の諸条件は、2022年6月17日開催の第27回定時株主総会において株主の皆様からご承認いただいた内容から変更はございません。

本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）
対象期間	・ 連続する3事業年度
当社が信託に拠出する金員の上限	・ 対象期間ごとに、その初年度に5億円を上限として拠出 ・ 毎事業年度、信託期間を約3年間とする信託を設定 ・ 当社の対象取締役を対象として設定する信託の数は1事業年度あたり原則1本とし、毎事業年度において信託を設定した場合は対象期間中に3本の信託が並存

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数および金額の、算定方法および上限等	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間ごとに 110 万株 業務執行取締役、非業務執行取締役（社外取締役を含む。）とともに、対象期間の初年度において、役割や職責等に応じてあらかじめ定める基準株式報酬額を当社株価で除して算定される基準ポイントを付与 付与された基準ポイントは、対象期間に亘って毎年 3 分の 1 ずつ株式交付ポイントに移行し、当該株式交付ポイントの数に応じて、各事業年度において交付等を行う当社株式等の数および金額が決定
対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期および方法	<p>時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者要件を充足した対象取締役について、対象期間中の各事業年度終了後に交付等を行う（毎年交付） 対象取締役が本制度に基づいて交付を受けた当社株式は、当該交付を受けた日から 3 年間、継続保有しなければならない
	<p>方法</p> <p>対象期間中の各事業年度終了直後の 7 月頃に、株式交付ポイントの 50% に相当する数の当社株式（単元未満株式については切上げ）の交付を信託から受け、残りの株式交付ポイントに相当する数の当社株式については、信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を給付</p>
クローバック制度等	対象取締役に重大な不正・違反等が発生した場合、当該対象取締役に対し、交付予定の当社株式に係る受益権の没収（マルス）または交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）が可能

3. その他参考事項

当社は、報酬決定プロセスにおける独立性・透明性・客観性を担保するため常勤監査等委員である独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役 4 名を含む 5 名の取締役で構成される指名報酬委員会を任意に設置しており、本制度の内容の一部の改定に係る取締役会決議に先立ち、指名報酬委員会の審議を経ています。

以 上